

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準の改正

(新)	(旧)
<p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準 <u>(平成25年4月1日改正)</u></p>	<p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準 <u>(平成24年4月1日改正)</u></p>
<p><b>1 総合評価点の算定方法</b></p> <p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領第15条に定める総合評価点（以下「評価点」という。）は、入札参加者のうち、入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内の者について、次の算式により算定する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">評価点＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）</p> <p><b>2 価格評価点と技術評価点の配点</b></p> <p>価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別簡易型を適用する工事</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>① 価格評価点の配点 80点 ② 技術評価点の配点 22点</p> <p>(2) 簡易型を適用する工事</p> <p>① 価格評価点の配点 70点 ② 技術評価点の配点 32点</p> <p>(3) 標準型を適用する工事</p> <p>① 価格評価点の配点 65点 ② 技術評価点の配点 35点（地域貢献度に雇用状況を選択する場合 37点）</p> <p><b>3 価格評価点の算定方法</b></p> <p>(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。（小数点以下第3位四捨五入2位止）</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p><b>1 総合評価点の算定方法</b></p> <p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領第15条に定める総合評価点（以下「評価点」という。）は、入札参加者のうち、入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算定する。</p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、新潟市低入札価格調査試行要領に定める失格基準に該当し失格となった者を除く。</u></p> <p style="text-align: center;">評価点＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）</p> <p><b>2 価格評価点と技術評価点の配点</b></p> <p>価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別簡易型を適用する工事</p> <p style="text-align: center;"><u>企業育成型Ⅰ型については、</u></p> <p style="text-align: center;">① 価格評価点の配点 85点 ② 技術評価点の配点 15点</p> <p style="text-align: center;"><u>企業育成型Ⅱ型については、</u></p> <p style="text-align: center;">① 価格評価点の配点 80点 ② 技術評価点の配点 20点</p> <p style="text-align: center;"><u>通常型Ⅰ～Ⅲ型については、</u></p> <p style="text-align: center;">① 価格評価点の配点 80点 ② 技術評価点の配点 22点</p> <p>(2) 簡易型を適用する工事</p> <p>① 価格評価点の配点 70点 ② 技術評価点の配点 32点</p> <p>(3) 標準型を適用する工事</p> <p>① 価格評価点の配点 65点 ② 技術評価点の配点 35点（地域貢献度に雇用状況を選択する場合 37点）</p> <p><b>3 価格評価点の算定方法</b></p> <p>(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。（小数点以下第3位四捨五入2位止）</p> <p style="text-align: center;">① <u>入札価格が配点基準価格以上の場合</u></p>

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$$

(削除)

削除

(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格の内、制限内（最低制限価格 (削除) 以上、予定価格以内）の最低入札価格をいう。

(削除)

#### 4 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札参加者が提出した新潟市建設工事総合評価方式試行要領第8条に定める技術資料（以下「技術資料」という。）により以下の方法で算定する。

##### (1) 特別簡易型を適用する工事

別表1-1から1-4の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。

ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。

(2) ~ (4) (略)

5 ~ 8 (略)

#### 9 工事成績評定の減点

(1) (略)

(2) 技術資料に記載された配置予定技術者 及び現場代理人 の内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha \text{ (小数点以下第1位四捨五入整数止)}$$

$\alpha$  : 落札時の「配置予定技術者の内容」に係る技術評価点

$\gamma$  : 達成度合いに応じて「配置予定技術者の内容」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(3) (略)

【新】

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$$

#### ② 入札価格が配点基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}}{1 + \left( \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}} - 1 \right) \times 3}$$

(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格の内、制限内（最低制限価格と同様に計算した数値（以下「基準数値」という。）以上、予定価格以内）の最低入札価格をいう。

ただし、すべての入札価格が基準数値を下回った場合は、基準数値を配点基準価格とする。

#### 4 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札参加者が提出した新潟市建設工事総合評価方式試行要領第8条に定める技術資料（以下「技術資料」という。）により以下の方法で算定する。

##### (1) 特別簡易型を適用する工事

別表1-1から1-5の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。

ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。

(2) ~ (4) (略)

5 ~ 8 (略)

#### 9 工事成績評定の減点

(1) (略)

(2) 技術資料に記載された配置予定技術者 (追加) の内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha \text{ (小数点以下第1位四捨五入整数止)}$$

$\alpha$  : 落札時の「配置予定技術者の内容」に係る技術評価点

$\gamma$  : 達成度合いに応じて「配置予定技術者の内容」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(3) (略)

【旧】

10 その他

この基準は、平成25年4月1日以降の入札公告に適用する。

10 その他

この基準は、平成24年4月1日以降の入札公告に適用する。